

京都市上下水道局告示第9号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和3年4月23日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市伏見区小栗栖南後藤町1-10

有限会社松岡工業

代表取締役 松岡 貴臣

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市伏見区横大路下三栖辻堂町16番地2 から

京都市伏見区小栗栖南後藤町1-10 に変更

(上下水道局下水道部管理課)